

「使用料・手数料等の取扱い」の調整結果について

目 次

1	使用料等の取扱いの調整結果-----	1 ~ 16
2	手数料等の取扱いの調整結果-----	17 ~ 24

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
1	行政財産の目的外使用(庁舎使用料ほか) 土地 使用する土地の評価額×4/100 建物 使用する建物の評価額×6/100 使用部分に係る電気、水道等に要する経費 電柱・電話柱等 5円～4,400円/年	行政財産の目的外使用(庁舎使用料ほか) 電柱・電話柱等 180円～1,500円/年	該当なし	行政財産の目的外使用(庁舎使用料ほか) 土地 使用する土地の評価額×4/100 建物 使用する建物の評価額×6/100 使用部分に係る電気、水道等に要する経費	学校教育・社会教育施設占用料 本柱(電柱)1,200円/年 本柱(電話柱)690円/年 共架(二次占用)7円×m×3条/年 7円×m×1.61条/年 支線柱 53円/年 共架柱 7円×m/年	該当なし 高松市の使用料等に統一する。 ただし、既に目的外使用を許可している各町の使用料については、合併年度は現行のとおりとする。	
2	法定外公共物占用料 宅地 240～710円/㎡/年 耕作地 14円/㎡/年 物置場 240円/㎡/年 軌道敷地 60円/㎡/年 電柱敷 1,000～2,200円/本/年 電話柱敷 930～2,100円/本/年 鉄塔敷 1,100円/㎡/年 広告物 1,100円/㎡/年 管類 48～950円/㎡/年 その他工作物 240～530円/㎡/年 上空占用 1,100円/㎡/年 ゴルフ場またはこれに類するもの 14円/㎡/年	河川堤とう、こうきょ占用料 占用申請のみで占用料はなし	法定外公共物使用料 宅地 240円/㎡/年 耕作地 14円/㎡/年 物置場 240円/㎡/年 軌道敷地 60円/㎡/年 電柱敷 1,200円/本/年 鉄塔敷 1,100円/㎡/年 広告物 1,100円/㎡/年 管類 外形が0.4m未満のもの 140円/㎡/年 外形が0.4m以上のもの 360円/㎡/年 その他工作物 240円/㎡/年 上空使用 1,100円/箇所/年 ゴルフ場又はこれに類するもの 14円/㎡/年	法定外公共物使用料 宅地 240円/㎡/年 耕作地 14円/㎡/年 物置場 240円/㎡/年 電柱敷 1,200円/本/年 鉄塔敷 1,100円/㎡/年 広告物 1,100円/㎡/年 管類 外形が0.4m未満のもの 140円/㎡/年 外形が0.4m以上のもの 360円/㎡/年 その他工作物 240円/㎡/年 上空使用 1,100円/箇所/年	河川占用料 物件の種類により設定 電柱・電話柱等 4円～720円/年	法定外公共物使用料 宅地 市街化区域 720円/㎡/年 市街化区域を除く 200円/㎡/年 耕作地 12円/㎡/年 物置場 200円/㎡/年 軌道敷設 60円/㎡/年 電柱敷設 680円/本/年 鉄塔敷 500円/㎡/年 広告物 1,100円/㎡/年 管類 外径が0.4m未満 100円/1m/年 外径が0.4m以上 250円/1m/年 その他工作物 200円/㎡/年 架空の電線その他上空に設ける線類 単線 10円/㎡/年 複線 20円/㎡/年 ゴルフ場またはこれに類するもの 14円/㎡/年	高松市の使用料等に統一する。 ただし、国分寺町及び香南町の占用料については、合併年度は現行のとおりとする。 庵治町及び牟礼町の河川占用料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
3	墓地使用料(摺鉢谷墓地外10箇所)、墓園(平和公園) 90,000円/㎡ 4㎡区画:50,000円/㎡ 6㎡区画:75,000円/㎡ 8㎡区画:100,000円/㎡ 市民以外1.5倍	町営浅野墓地公園 1区画4㎡ 永代使用料500,000円	墓地使用料(永代使用料) 川西公園墓地 295,000円/区画 新居大谷公園墓地 350,000円/区画 六ツ目墓園 600,000円/区画	該当なし	墓地 85,000円/㎡(9㎡まで)	墓地使用料 浜三味墓地 A地区:2,000円/㎡、B地区:35,000円/㎡、C地区:60,000円/㎡ 鋸ノ鼻・南三味・焼野・焼背ヶ原・丹僧・岡ノ山・西林寺墓地 2,000円/㎡ 北三味墓地 A地区:2,000円/㎡、B地区:60,000円/㎡ 松井谷墓地 A地区:2,000円/㎡、B地区:20,000円/㎡、C地区:50,000円/㎡、D地区:70,000円、E地区:70,000円 久通墓地 A地区:2,000円/㎡、B地区:30,000円/㎡ 鏡田墓地 A地区:2,000円/㎡、B地区:40,000円/㎡、C地区:70,000円/㎡ 田井墓地 70,000円/㎡	各町の使用料等については、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
4	斎場(高松市斎場公園) 市内:5,000円~20,000円 (市民葬儀利用・全額免除) 市外:20,000円~70,000円 式場使用料:市内31,500円 市外63,000円	斎場(香川南部葬斎場組合葬斎場や すらぎ苑) 一部事務組合におい て規定 火葬: 管内5,000円~20,000円、 管外20,000円~80,000円 告別式(管内のみ):30,000円 通夜(管内のみ):40,000円~102,000 円 初七日:1室3,000円 霊安室(24時間まで): 管内10,000円 管外40,000円 動物炉(1体): 管内5,000円 管外20,000円	綾南葬斎場使用料 一部事務組合において規定 【火葬棟】 管内:2,000円~40,000円 管外:4,000円~80,000円	斎場(香川南部葬斎場組合葬斎場や すらぎ苑) 一部事務組合におい て規定 火葬: 管内5,000円~20,000円、 管外20,000円~80,000円 告別式(管内のみ):30,000円 通夜(管内のみ):40,000円~102,000 円 初七日:1室3,000円 霊安室(24時間まで): 管内10,000円 管外40,000円 動物炉(1体): 管内5,000円 管外20,000円	斎場等使用料 町内:20,000円~30,000円 町民葬儀利用 無料 町外:60,000円~100,000円 待合室使用料:24時間5,000円 以後12時間毎に2,500円 新葬祭場使用料:12時間25,000円 以後12時間毎に5,000円	斎苑使用料 火葬料 死胎1体及び汚物:5,000円 小人:10,000円(12歳未満) 大人:15,000円(12歳以上) 貸室料:1日5,000円 本館式場:告別式1回(1日につき) 5,000円 1日増す毎に:5,000円 別館式場:告別式1回(1日につき) 15,000円 1日増す毎に:10,000円	香川町、香南町、庵治町及び牟礼町の施設 使用料のうち、火葬料については、高松市の 使用料に統一し、各施設の式場等使用料に ついては、現行の区分・金額等を適用するも のとする。 国分寺町地域住民の綾南環境衛生組合(綾 南斎苑)の施設等の使用料については、合 併年度は現行の組合料金の適用を受けるも のとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、 火葬料の負担増に対する一部助成を行うも のとする。
5	隣保・児童館(上天神外3館) 目的内使用:無料 目的外使用:1,050円/回	該当なし	隣保館 目的内使用:無料 目的外使用:2,000円/日 連日使用:1,000円/日加算	隣保館・児童館(吉光文化センター・ 吉光児童館の2館) 無料	該当なし	該当なし	高松市の使用料等に統一する。 ただし、香南町の吉光児童館の使用料につ いては、無料とする。
6	女性センター センター利用:無料 会議室(3室):250円~890円 冷暖房料:室料の1/2	該当なし	女性会館 会議室(3室)400円~900円(使用時 間帯により) 冷暖房料:室料の1/2	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、次のとおり とする。 会議室(3室) 460円~1,500円 (使用時間帯により) 冷暖房料:その室の使用料の1/2の額
7	高松市ふれあい福祉センター勝賀 大会議室:2,540円~7,980円 会議室等(3室):500円~1,630円 冷暖房料:室の使用料の1/2 テニスコート(1面当たり1時間) 一般:340円、学生:230円 浴室:市内60歳以上 300円 一般 390円 小人 200円	該当なし	老人福祉センター 集会室等5室、浴室 無料 目的外 集会室 500円/時間 PM5時まで 700円/時間 PM5時以降	該当なし	該当なし	老人福祉センター(いきいきセンター) 使用料 【集会室(大)】 1,800円~7,200円 (使用時間により) 【集会室(小)・会議室】 900円~3,600円 (使用時間により) 浴室:一人当たり200円、 冷暖房を使用する場合には1時間200 円	国分寺町及び牟礼町の老人福祉センター使 用料については、合併年度は現行のとおりと し、合併年度の翌年度から、高松市の同種の 老人福祉センターである「ふれあい福祉セン ター勝賀」と同様に取り扱いとする。 【国分寺町老人福祉センター】浴室使用料 200円~390円 会議室 500円~ 【牟礼町老人福祉センター】浴室使用料200 円~390円(市内の60歳以上高齢者200円) 会議室 410円~
8	市民病院 入院室特別使用料: 1,365円~9,450円/日 分娩介助料:62,000円~77,000円 産科・婦人科診察費: 1,000円~65,100円 健康診断料:1,680円~64,050円 予防接種料(コレラ):1,585円 予防接種料(破傷風):855円 初診時特定療養費:525円 投薬等容器料:実費 電気設備使用料(1日):21円~126円	香川病院 (入院室料差額) 個室A:1日1,500円 個室B:1日1,000円、 電力使用料1日30円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	高松市の使用料等に統一する。 ただし、香川病院の入院室料差額について は、次のとおりとする。 個室A:1,575円 個室B:1,050円

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
9	市民病院 病衣貸与料(1日):52円 付添寝具料:178円 死後処置料:5,250円 (浴衣を含む場合:6,300円) 洗濯料:84~315円	香川病院 エンゼルセット 1個 1,200円 (電力使用料) テレビ:30円/日 電気毛布:30円/日 扇風機:30円/日 アンカ:30円/日 冷蔵庫:30円/日 ポット:30円/日	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	高松市の使用料等に統一する。
10	駐車場(中央駐車場ほか7箇所) 普通自動車:130円~150円/30分 大型自動車(バス):500円/30分 定期駐車料:8,200円~20,000円・月	該当なし	国分駅構内駐車場 定期駐車場 5,000円/月	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行のとおりとする。
11	公園内の行為・公園内占有 行為:日額15円または30円/㎡ 公園内占有(物件の種別により設定) 電柱・電話柱等 1,500円または3,000円/年 地下埋設物 年額48円~950円/m 仮設工作物 日額44円/㎡	該当なし	該当なし	公園使用料 (4ヶ所) 使用料は無料、行為制限有、独占使用の場合許可必要	公園使用料 行為: 1件1日につき 510円 1人1日につき 510円 1件1日につき5,150円 1㎡/日につき 10.3円	都市公園使用料 行商、募金その他これに類する行為 1日1件につき500円以内 業として撮影を行う場合 1人500円以内 興業を行う場合 1日1件5,000円以内 競技会、展示会その他これに類する行事 10円/㎡/日 公園施設を設ける場合 50円/㎡/日	高松市の使用料等に統一する。
12	道路(市道)占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 5円~4,400円/年	道路(町道)占用料 占用申請のみで占用料はなし	道路(町道)占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 7円~1,600円/年	道路(町道)占用料 占用申請のみで占用料はなし	道路占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 4円~1,600円/年	道路占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 4円~1,600円/年	高松市の使用料等に統一する。 ただし、すでに占有を許可している物件等の占用料については、合併年度は、現行のとおりとする。
13	漁港施設占用料 電柱類 1年 本/930円~2,200円 電線類 1年 m/5円~10円 管類 1年 m/48円~950円 広告類 1年 ㎡/1,400円~4,400円 その他 1年 ㎡/4,400円 工作物 1年 ㎡/365円~1,400円 架空管は、管類を含む。	該当なし	該当なし	該当なし	甲種漁港施設占用料 家屋類及びその附属地 40円~75円/㎡/月 起重機 105円~260円/㎡/月 管類埋設置 60円~160円/m/年 電柱類 680円~1,590円/本/年 鉄塔 500円~1,250円/㎡/年 架空管 55円~125円/m/年 広告類 320円~6,200円/年 その他工作物 20円~50円/㎡/月 減免措置あり	漁港施設占用料 家屋類及びその附属地 50円/㎡/年 柱類 漁業施設 340円/本/年 その他のもの 680円/本/年 看板・広告類 2,400円/㎡/年 管類埋設 漁業施設 50円/m/年 その他のもの 100円/m/年	庵治町の漁港施設占用料のうち、家屋類及びその附属地、管類埋設置、その他工作物の占用料については、現行のとおりとし、起重機、電柱類(電柱、その他の柱類、鉄塔)、架空管及び広告類(標識類、看板及び広告板)の占用料については、高松市の使用料等に統一する。 牟礼町の使用料等については、高松市の使用料等に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。
14	漁港施設利用料・使用料 係船料 漁船 1日/総トン数1トン/12円 定期船(1係留ごと) 1日/総トン数1トン/0.63円 不定期船(1係留ごと) 1日/総トン数1トン/1.24円 プレジャーボート 1日/総延長1m/25円 その他の船舶 1日/長さ1m/25円 物揚場利用料 1日/㎡/1.85円 漁港施設用地利用料 漁業の用に供する場合 1日/㎡/0.5円 その他の場合 1日/㎡/4円	該当なし	該当なし	該当なし	甲種漁港施設使用料 係船料 プレジャーボート 20,000円~30,000円/隻/年 その他の船舶 40,000円/隻/年 物揚場使用料 1.85円/㎡/日 継続使用10日を超えるものは、 2.78円/㎡/超過日数 停泊料 1.38円/t/1けい留 野積場使用料 舗装 5.0円/㎡/日 未舗装 4.0円/㎡/日 土砂採取料 99円/1立米	該当なし	庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		
15	港湾施設使用料 係船料 漁船 1日/総トン数1トン/12円 定期船(1係留ごと) 1日/総トン数1トン/0.63円 不定期船(1係留ごと) 1日/総トン数1トン/1.24円 プレジャーボート 1日/総延長1m/25円 その他の船舶 1日/長さ1m/25円 物揚場利用料 1日/㎡/1.85円 漁港施設用地利用料 漁業の用に供する場合 1日/㎡/0.5円 その他の場合 1日/㎡/4円	該当なし	該当なし	該当なし	港湾施設使用料 係船料 定期船 1けい留ごとに t/0.63円 不定期船 1けい留ごとに t/1.24円 物揚場使用料 1日 ㎡/ 1.85円 継続使用10日を超えるものは、 超過日数1日 ㎡/2.78円 停泊料 1けい留ごとに t/ 0.83円 野積場使用料 舗装 1日 ㎡/ 5.0円 未舗装 1日 ㎡/ 4.0円 擁壁 1日 ㎡/ 5.0円	牟礼港港湾施設使用料 野積場使用料 3.26円/㎡/日	庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。 牟礼町の使用料等については、高松市の使用料等に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。
	久通港港湾施設使用料 けい船 不定期船(1けい留) 木船 500円 鋼船1,000円 物揚場 1㎡(日額) 1.8円 1㎡(継続使用10日を超えるものは、超過日数1日) 2.7円 野積場1㎡(日額) 4.0円	該当なし	該当なし	該当なし	久通港港湾施設使用料 けい船 不定期船(1けい留) 木船 500円 鋼船1,000円 物揚場 1㎡(日額) 1.8円 1㎡(継続使用10日を超えるものは、超過日数1日) 2.7円 野積場1㎡(日額) 4.0円		
16	港湾施設占用料 電柱類 1年 本/930円～2,200円 電線類 1年 m/5円～10円 管類 1年m/48円～950円 広告類 1年 ㎡/1,400円～4,400円 その他 1年 ㎡/4,400円 工作物 1年 ㎡/365円～1,400円	該当なし	該当なし	該当なし	港湾施設占用料 家屋類及びその附属地 40円～75円/㎡/月 起重機 105円～260円/㎡/月 管類埋設置 60円～160円/m/年 電柱類 680円～1,590円/本/年 鉄塔 500円～1,250円/㎡/年 架空管 55円～125円/m/年 広告類 320円～6,200円/本/年 その他工作物 20円～50円/㎡/月	庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。 牟礼町の使用料等については、高松市の使用料等に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。	
	久通港港湾施設占用料 家屋類及びその附属地 40円～75円/㎡/月 起重機 30円～100円/㎡/月 管類埋設置 30円～75円/m/年 電柱類 240円～1,080円/本/年 電線類 30円～60円/m/年 架空管 30円～60円/m/年 広告類 120円～3,600円/本/年 その他工作物 20円～50円/㎡/月	該当なし	該当なし	該当なし	久通港港湾施設占用料 家屋類及びその附属地 40円～75円/㎡/月 起重機 30円～100円/㎡/月 管類埋設置 30円～75円/m/年 電柱類 240円～1,080円/本/年 電線類 30円～60円/m/年 架空管 30円～60円/m/年 広告類 120円～3,600円/本/年 その他工作物 20円～50円/㎡/月		

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
17	<p>市営住宅</p> <p>公営住宅 3,581戸 3,200円～72,900円 家賃算定基礎額×立地係数(1.1)×規模係数×経過年数係数×利便性係数(0.70～0.84) 改良住宅 572戸 1,900円～4,500円 応急簡易住宅 4戸 1,000円 L S A用住宅 2戸 44,000円・47,000円 駐車場使用料 520区画 2,000円～6,000円 など</p>	<p>該当なし</p>	<p>町営住宅</p> <p>公営住宅(地域改善向)34戸 2,300円～2,700円 改良住宅24戸 2,600円～2,900円 駐車場使用料 無料 建替後新住宅からは、公営・改良共に応能応益家賃に移行予定、及び駐車場使用料1,000円徴収予定</p>	<p>町営住宅</p> <p>公営住宅 10戸 15,700円～35,100円 家賃算定基礎額×立地係数(0.7)×規模係数×経過年数係数×利便性係数(0.7)×負担調整率(1.0) 改良住宅 47戸 2,700円～3,200円 引揚者住宅 1戸 1,500円</p>	<p>町営住宅</p> <p>特定公共賃貸住宅 4戸 50,000円～62,000円 駐車場使用料 8区画 2,000円/月</p>	<p>該当なし</p>	<p>国分寺町の公営住宅の家賃については、合併年度は、現行のとおりとし、合併年度の翌年度から国分寺町の係数を用いた応能応益家賃に完全移行し、平成19年度に高松市の制度に統一する。改良住宅については、建替住宅から応能応益家賃に移行するとともに、建替えに伴う激変緩和措置を行う。</p> <p>香南町の公営住宅の家賃については、利便性係数を変更し、合併時に入居している者は、3年間の軽減措置を設け、平成21年度に高松市の制度に統一する。改良住宅については、建替住宅から応能応益家賃に移行するとともに、建替えに伴う激変緩和措置を行う。引揚者住宅については、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町の住宅使用料及び駐車場使用料については、現行のとおりとする。</p>
18	<p>下水道使用料</p> <p>汚水排除量 8立米まで 810円 8立米を超え13立米まで (1立米につき)95円 13立米を超え20立米まで (1立米につき)100円 20立米を超え50立米まで (1立米につき)140円 50立米を超え500立米まで (1立米につき)175円 500立米を超えるもの (1立米につき)205円</p>	<p>下水道使用料</p> <p>汚水排除量 10立米まで 1,000円 11立米から30立米まで (1立米につき)120円 31立米から50立米まで (1立米につき)140円 51立米から100立米まで (1立米につき)160円 101立米以上 (1立米につき)180円</p>	<p>下水道使用料</p> <p>汚水排除量 10立米まで 1,100円 10立米を超え20立米まで (1立米につき) 130円 20立米を超え30立米まで (1立米につき) 140円 30立米を超え50立米まで (1立米につき) 150円 50立米を超え100立米まで (1立米につき) 160円 100立米を超え150立米まで (1立米につき) 170円 150立米を超え200立米まで (1立米につき) 180円 200立米を超えるもの (1立米につき) 190円</p>	<p>下水道使用料</p> <p>汚水排除量 10立米まで 1,000円 11立米以上20立米まで (1立米につき)120円 21立米以上30立米まで (1立米につき)130円 31立米以上50立米まで (1立米につき)140円 51立米以上100立米まで (1立米につき)160円 101立米以上 (1立米につき)180円</p>	<p>下水道使用料</p> <p>汚水排除量 10立米まで 2,000円 10立米を超え20立米まで (1立米につき) 210円 20立米を超え30立米まで (1立米につき) 220円 30立米を超え50立米まで (1立米につき) 230円 50立米を超え100立米まで (1立米につき)240円 100立米を超えるもの (1立米につき) 250円</p>	<p>下水道使用料</p> <p>汚水排除量 1立方米当たり130円</p>	<p>高松市の使用料等に統一する。</p>

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等						調整結果
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町	牟礼町	
19	<p>水道料金</p> <p>【基本料金】(月額) 1,000円(メータ口径13mm)～160,000円(メータ口径150mm)</p> <p>【従量料金】(月額)</p> <p>・専用栓 一般用メータ口径13mm、20mm 40円～240円/立米 一般用メータ口径25mm以上 130円～240円/立米 湯屋用 65円～120円/立米 特殊用 480円/立米</p> <p>・連用栓 使用水量を各戸が一般用メータ口径13mmで均等使用したものととして算定 上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>【メータ使用料】(月額) 80円(メータ口径13mm)～1,000円(メータ口径75mm)</p> <p>【従量料金】(月額)</p> <p>・専用栓 一般用(基本料金)5立米まで700円 一般用(基本料金)10立米まで1,300円+(超過料金)1立米×160円 営業用(基本料金)10立米まで1,400円+(超過料金)1立米×170円 団体用(基本料金)20立米まで2,700円+(超過料金)1立米×170円 浴場営業用(基本料金)100立米まで13,000円+(超過料金)1立米×160円</p> <p>・共用(基本料金)10立米まで1,300円+(超過料金)1立米×160円</p> <p>・特別 臨時用(基本料金)1立米まで800円+(超過料金)1立米×400円 集会用(基本料金)3立米まで400円+(超過料金)1立米×160円 上記メータ使用料と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、10円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>【基本料金】(月額) (一般用)700円、(臨時用)10立米まで1,800円、 (特殊用)100立米まで10,000円</p> <p>【従量料金】(月額)</p> <p>(一般用) 1立米から10立米まで(1立米につき)110円 11立米から15立米まで(1立米につき)170円 16立米から20立米まで(1立米につき)190円 21立米から25立米まで(1立米につき)210円 26立米から30立米まで(1立米につき)240円 30立米を超えるもの(1立米につき)260円</p> <p>(臨時用) 10立米を超えるもの(1立米につき)260円</p> <p>(特殊用) 100立米を超えるもの(1立米につき)110円</p> <p>一般用とは、一般家庭、病院、工場、事業所等において水道を使用する場合をいう。 特殊用とは、学校のプール用に水道を使用する場合をいう。 上記基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>【メータ使用料】(月額) 50円(メータ口径13mm)～3,000円(メータ口径100mm)</p> <p>【基本料金】(月額) 8立米まで1,400円</p> <p>【従量料金】(月額)</p> <p>8立米を超え10立米まで(1立米につき)100円 10立米を超え50立米まで(1立米につき)150円 50立米を超えるもの(1立米につき)170円</p> <p>上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>(月額)</p> <p>用途</p> <p>一般用 基本料金 10立米まで1,400円 超過料金 1立米 150円 休止料金500円</p> <p>業務用 基本料金 10立米まで1,650円 超過料金 1立米 160円 休止料金600円</p> <p>季節用 基本料金 50立米まで8,800円 超過料金 1立米 170円 休止料金600円</p> <p>特殊用 基本料金 2,000立米まで305,200円 超過料金 1立米 150円</p> <p>臨時用 基本料金 10立米まで1,800円 超過料金 1立米 180円</p> <p>上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、10円未満は切り捨てる。</p>	<p>水道料金</p> <p>基本料金・超過料金(月額)</p> <p>・専用栓 計量制 家庭用10立米まで900円 10立米を超えるもの1立米につき200円 工業用10立米まで900円 10立米を超えるもの1立米につき200円 営業用10立米まで900円 10立米を超えるもの1立米につき200円 湯屋用10立米まで900円 10立米を超えるもの1立米につき200円 臨時用10立米まで3,300円 10立米を超えるもの10立米につき3,300円 特殊用10立米まで1,600円 10立米を超えるもの1立米につき400円</p> <p>定額制 家庭用1世帯5人まで900円 5人を超えるもの1人につき220円</p> <p>共用 1世帯10立米まで900円 10立米を超えるもの1立米につき200円</p> <p>連用 1世帯10立米まで900円 10立米を超えるもの1立米につき200円</p> <p>メーター維持管理費(月額) 100円(メータ口径13mm)～4,000円(メータ口径125mm) 遠隔操作の場合は200円(メータ口径13mm～40mm)、400円(メータ口径50mm～125mm)を加算 上記基本料金・超過料金とメーター維持管理費との合計額に100分の105を乗じて得た額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p>	<p>高松市の使用料等に統一する。 ただし、香川町、香南町、庵治町及び牟礼町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
20	<p>小学校</p> <p>屋内運動場:780円/時間 運動場:370円/時間</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>町民グラウンド</p> <p>グラウンド:500円/時間(町内者は無料) 夜間照明:3,000円/時間(町内者は半額)</p> <p>香南町の町民グラウンドについては香南小学校運動場へ用途変更する。</p>	<p>体育センター</p> <p>体育室 半面:200円(140円)/1時間 全面:400円(280円)/1時間 トレーニング室:100円/1人1時間 卓球台:100円/1人1時間、50円/1人1時間(中学生以下)</p> <p>庵治町の体育センターについては庵治小第二体育館へ用途変更する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>高松市の使用料等に統一する。</p>

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
21	<p>学校体育施設開放</p> <p>小学校 無料</p> <p>中学校 体育館(半面)800円/2時間 運動場2,000円/2時間 (1校のみ4,000円)</p> <p>電気料金相当額として雑入で受入れ</p>	<p>学校体育施設開放</p> <p>小・中学校体育館: 520円/時間(全面)、 260円/時間(半面)</p> <p>小学校運動場(ナイター): 5,250円(3時間)</p> <p>中学校武道館: 520円/時間(全面) 260円/時間(半面)</p> <p>町外の者は倍額</p> <p>小学校運動場(昼間):無料</p>	<p>学校体育施設開放</p> <p>小学校 体育館・運動場 無料</p> <p>中学校 体育館 開放なし</p> <p>運動場 1,000円/時間</p> <p>中学校夜間照明使用料 (小学校代替施設) 1,000円/時間</p>	<p>学校体育施設開放</p> <p>小学校 無料</p>	<p>学校体育施設開放</p> <p>小学校 運動場 無料</p> <p>体育館 200円/1回</p> <p>中学校 運動場 150円/1回</p> <p>(照明設備使用の場合のみ有料)</p> <p>体育館 200円/1回</p> <p>プール 200円/1人1回 (高校生以下無料)</p>	<p>学校施設開放</p> <p>昼間5,000円</p> <p>夜間6,000円</p> <p>昼夜11,000円</p> <p>町内スポーツ団体の使用1回につき 500円</p>	<p>高松市の使用料等に統一する。</p> <p>なお、国分寺町の中学校運動場については、現行のとおり、小学校の代替として使用する。</p>
22	<p>地区公民館(42館)</p> <p>小集会室:100円(1時間)</p> <p>中集会室:200円(1時間)</p> <p>大ホール:350円(1時間)</p> <p>調理実習室:250円(1時間)</p> <p>冷暖房料:室料の1/2 減免措置あり</p>	<p>地区公民館(5館)</p> <p>会議室:1,570円~3,150円</p> <p>調理実習室:2,100円~3,150円</p> <p>冷暖房料:室料の40%</p> <p>入場料を徴収及び町外の者:基本料金の倍額</p> <p>減免措置あり</p>	<p>国分寺町公民館(5館)</p> <p>大会議室:1,000円~3,000円 (使用時間により)</p> <p>小会議室:500円~1,500円 (使用時間により)</p> <p>冷暖房期間 室料の20%増</p> <p>減免措置あり</p>	<p>中央公民館</p> <p>第1・2会議室:2,000円~5,000円 (半日単位)</p> <p>修礼室・娯楽室:3,000円~7,000円 (半日単位)</p> <p>ホール:4,000円~10,000円 (半日単位)</p> <p>第1・2研修室:1,000円~3,000円 (半日単位)</p> <p>冷暖房料: 冷房150円/1時間 暖房100円/1時間 減免措置あり</p>	<p>町民会館</p> <p>小会議室:午前600円 午後600円 夜間600円</p> <p>和室:午前1,100円 午後1,100円 夜間1,700円</p> <p>大会議室:午前1,300円 午後1,300円 夜間1,700円</p> <p>会議室・講座室・視聴覚室・作法室・調理室</p> <p>午前1,100円 午後1,100円 夜間1,500円</p> <p>減免措置あり</p> <p>冷暖房料(1時間につき): 大会議室・和室...1,000円、 その他については200円。 ただし、減額の団体については時間に関係なく午前、午後、夜間を各1回分として時間分の料金を徴収</p>	<p>牟礼町公民館</p> <p>大ホール:10,000円~39,000円 (使用時間により)</p> <p>展示室:900円~3,600円 (使用時間により)</p> <p>会議室:600円~2,400円 (使用時間により)</p> <p>料理教室・講座室:1,000円~3,800円 (使用時間により)</p> <p>冷暖房大ホール(1時間)3,000円</p> <p>その他(1時間)200円</p> <p>ピアノ又は映写機(1回)3,000円</p> <p>減免措置あり</p>	<p>高松市の使用料等に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町公民館の大ホールの使用料及び減免措置については、現行のとおりとする。</p>
					<p>公民館大町分館</p> <p>【第一会議室・第二会議室】 500円~1,500円(使用時間により)</p> <p>【第一研修室・第二研修室・和室】 200円~600円(使用時間により)</p> <p>冷暖房 会議室(1時間)200円 その他(1時間)100円</p> <p>減免措置あり</p>		
					<p>牟礼町南地区公民館</p> <p>【講座室・小会議室】 500円~1,500円(使用時間により)</p> <p>【料理教室・大会議室】 1,000円~3,000円 (使用時間により)</p> <p>減免措置あり</p>		

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
23	<p>総合体育館 専用使用 第1競技場:43,180円/全日 第2競技場:20,320円/全日 第1、第2武道場:13,710円/全日 和弓場、アーチェリー場:6,340円/全日 入場料等徴収、アマチュアスポーツ以外の場合は、別料金 会議室(7室):1,520~3,040円/全日 冷暖房料、附属設備および器具使用料は別料金 コインロッカー:1個1回50円 個人使用 トレーニング室:640円(1人1回) 卓球場:250円(1人1時間) 駐車場:2時間まで無料、以後普通自動車7時間以内340円、7時間超680円、バス1,730円</p>	<p>総合体育館 専用使用 競技場:27,300円/全日 入場料徴収、アマチュアスポーツ以外、町外者、付属設備、冷暖房は別料金 会議室:2,310円/全日 研修室:3,460円/全日 控室:2,310円/全日 町外の者は2割増し 冷暖房は別料金 トレーニング室:420円(1人1回) 町外在住者は2.5割~5割増し 駐車場:無料 減免措置あり</p>	<p>町民体育館 体育館 2,000円~4,000円 (使用時間帯による) 減免措置あり</p>	<p>該当なし</p>	<p>武道館 武道場:午前1,100円(350円) 午後1,100円(350円) 夜間1,500円(450円) 減免措置あり</p>	<p>総合体育館 (アマチュアスポーツ等) 【入場料を徴収しない場合】 1,750円~5,750円 (使用時間により) 【入場料を徴収する場合】 5,250円~17,250円 (使用時間により) 【アマチュアスポーツ以外】 【入場料を徴収しない場合】 (平日) 8,750円~28,750円 (使用時間により) (日・祝日) 10,500円~34,500円 (使用時間により) 【入場料を徴収する場合】 (平日)26,250円~86,250円 (使用時間により) (日・祝日)31,500円~103,500円 (使用時間により) 町民以外の使用料は倍額 電気照明使用料:500円/時間 会議室 700円~2,300円 (使用時間により) トレーニング室 小中高生 100円/回 一般 200円/回 冷暖房使用の場合 200円/時間</p>	<p>香川町及び牟礼町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。国分寺町及び庵治町の使用料については、現行のとおりとする。 なお、各町の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>
24	<p>朝日町庭球場 1面当たり1時間 一般:340円、学生:230円 1面当たり全日 一般:4,140円、学生:2,760円 夜間照明(1面当たり30分) 110円 附属設備及び器具使用料は別料金</p>	<p>香川町テニスコート 昼間:100円(1人1回) 夜間:210円(1人1回) 町外在住者は倍額 減免措置あり</p>	<p>該当なし</p>	<p>町営テニスコート コート使用料:1面当たり 町内在住者500円/時間 町外在住者1,500円/時間 夜間照明使用料:1面当たり 町内・町外500円/時間 ミーティングルーム:500円/時間 冷暖房料:冷房250円/時間 暖房150円/時間 減免措置あり</p>	<p>深間テニスコート 1面当たり コート使用料 500円/時間 照明使用料 500円/時間</p>	<p>中央公園町民テニスコート 1面当たり 500円/時間 町民以外の団体の使用料は倍額</p>	<p>香川町、香南町及び牟礼町の使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 庵治町の使用料については、現行のとおりとする。 なお、香川町及び香南町の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>
25	<p>市民プール使用料 大人:500円、高校生・中学生:370円、小人(3歳未満の者を除く):180円/1人1回 更衣ロッカー:1個1回 50円</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>町民プール 大人:300円 高校生:200円 小人:(3歳児以上)100円 (土曜日は無料) 競技団体:30,000円</p>	<p>牟礼町の使用料等については、現行のとおりとする。</p>
26	<p>南部運動場 第1グラウンド:1,520円/時間 第2グラウンド:1,270円/時間 附属設備及び器具使用料は別料金</p>	<p>大野河川敷運動場 グラウンド使用料:無料 附属設備(倉庫)使用料:500円/1回</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>町民グラウンド 町内在住者 昼間:1,000円 夜間:3,100円 町外在住者 昼間:2,100円 夜間:6,300円 減免措置あり</p>	<p>該当なし</p>	<p>香川町の使用料等については、現行のとおりとする。 庵治町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 なお、庵治町の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
27	西部運動センター 体育館 専用使用:24,320円/全日 コインロッカー:1個1回50円 入場料等徴収、アマチュアスポーツ以外の場合は、別料金 第1グラウンド:1,520円/時間 第2グラウンド:1,270円/時間 冷暖房料、附属設備及び器具使用料は、別料金	該当なし	該当なし	勤労者体育センター 体育館 全面使用:200円(9時~17時) 300円(17時~22時) 半面使用:100円(9時~17時) 150円(17時~22時) 卓球室:100円 個人使用の場合は半額 トレーニング室:100円 個人使用の場合は半額 町外在住者は3倍 減免措置あり	該当なし	勤労者体育センター 雇用保険の被保険者、その他の勤労者:1時間(半面)200円(全面)400円 中学生以下の子供:1時間(半面)100円(全面)200円 その他の者(団体):1時間(半面)400円(全面)800円 雇用保険の被保険者以外の者は20%増 電気照明使用:1時間200円 中央町民グラウンド 1時間:2,000円 照明施設:4,000円/時間 町民以外の団体の使用料は倍額	香南町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 なお、香南町の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 牟礼町の勤労者体育センターの使用料については、現行のとおりとし、牟礼町中央町民グラウンドの使用料は、現行の町内在住者の使用料に統一する。
28	歴史資料館 常設展示観覧料(1人1回): 一般200円、高・大生150円、 小・中生無料 特別展示観覧料(1人1回): 1,000円の範囲内	該当なし	讃岐国分寺跡資料館 常設展示観覧料(1人1回) 大人100円・小中学生50円 団体割引有り 使用料 1時間当たり 大人400円、小中学生200円	歴史民俗郷土館 第2展示室 2,000円~5,000円(半日単位) 第1研修室 2,000円~5,000円(半日単位) 第2研修室 1,000円~3,000円(半日単位) 冷暖房料(第1・2研修室) 冷房200円~150円/時間 暖房100円~150円/時間 観覧料は徴収していない	該当なし	石の民俗資料館 【常設展示館】一般:個人200円 団体160円、高・大生150円 団体120円、小・中生100円 団体80円 団体は20名以上 【特別展示入館】2,000円までの範囲内において教育委員会がその都度定める 【特別展示室(エントランスホール)】2,000円~4,500円(使用時間により) 【講座研修室】1,000円~2,300円(使用時間により) 冷暖房を使用する場合は1時間あたり200円 時間延長の場合1時間あたり700円~1,000円 ピアノ使用の場合は1回につき3,000円 行商・募金その他これに類する行為は1日1件につき500円以内 業として撮影を行う場合1人500円以内 興業を行う場合1日1件5,000円以内 競技会・展示会、その他これに類する10円/m ² /日 公園施設を設ける 50円/m ² /日	国分寺町の常設展示観覧料については、現行のとおりとし、団体割引は高松市の制度に統一する。()内団体割引 大人100円(80円)小人50円(40円)使用料1時間当たり400円に統一する。 香南町の使用料・観覧料については現行のとおりとする。 牟礼町の常設展示館の観覧料については、現行のとおりとし、減免措置については、高松市の制度に統一する。 特別展示入館の観覧料については、高松市の観覧料に統一する。 特別展示室及び講座研修室の各種使用料については、現行のとおりとする。
29	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	外国青年宿舎 20,000円/月	該当なし	庵治町の使用料等については、当分の間、現行のとおりとする。
30	該当なし	町立文化センター等(13箇所) 昼間2,500円、夜間3,000円 営利を目的としない地域住民活動や公共団体等の場合は使用料の減免措置有 冷暖房を使用する場合は基本料金の40%を使用料金に加算	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	財産を普通財産として、地域での維持管理の受け皿となる組織ができるまでの間、現在の管理体制を維持する中で、地域に無償で貸与する。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
31	該当なし	日生ニュータウングリーンセンター 大集会室(366㎡) ・アマチュアスポーツ 1時間当たり 250円 ・条例第2条の目的以外の利用およびアマチュアスポーツ以外 1時間当たり 2,000円 研修室(29.39㎡×2室) ・条例第2条の目的以外の利用 昼間 9:00-17:00 2,500円 夜間 17:00-22:00 3,000円 昼夜 9:00-22:00 5,500円 消費税別 減免措置 営利目的でない第2条の目的に使用する場合、公共団体、公益団体の使用その他町長が必要と認める場合 入場料徴収の場合は倍額 町民以外の使用は倍額 冷暖房使用は40%加算	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	香川町グリーンセンター(現・日生ニュータウングリーンセンター)の使用料等については、次のとおりとする。 大集会室 9:00-13:00 9,400 13:00-17:00 9,400 17:00-22:00 13,500 第1研修室 9:00-13:00 700 13:00-17:00 700 17:00-22:00 1,400 第2研修室 9:00-13:00 700 13:00-17:00 700 17:00-22:00 1,400 【減免】 ・国もしくは地方公共団体の使用、市長が特別の理由があると認める場合 ・市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、または免除することができる。 ・大集会室のアマチュアスポーツ利用の場合(9割減免) 営利目的、入場料徴収のときは3倍 冷暖房使用料は、室料の1/2の額 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げ
32	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	庵治町集会所 (高尻集会所・原の内集会所) 集会室:700円～1,200円 談話室:300円～400円 全室:1,000円～1,700円 空気調整装置(エアコン):1時間につき200円	該当なし	庵治町の使用料等については、合併時に廃止する。
33	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	庵治町集会所 (やすらぎ会館・深間集会所) 集会室:700円～1,200円 談話室:300円～400円 全室:1,000円～1,700円 空気調整装置(エアコン):1時間につき200円 カラオケ装置:1時間につき600円 野外テント:1回につき500円	該当なし	庵治町のやすらぎ会館、深間集会所の使用料等については、次のとおりとする。 やすらぎ会館 320円～1,050円 音響機器使用 600円/時間 屋外用テント使用 3,000円/回 深間集会所 150円～1,230円 冷暖房使用料は室料の1/2の額
34	該当なし	該当なし	該当なし	老人いこいの家(ふれあい館・地域ふれあいセンターの2館) 無料(ただし、ゲートボール場2面[ふれあい館の付属施設]の夜間照明使用は有料:100円/時間・1面)	該当なし	該当なし	香南町の使用料等については、現行のとおりとする。
35	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	保健福祉センター 健康増進器具使用料 中学生以上 1回につき 100円 (入浴者は無料) 調理実習室 1,000円 冷暖房1,000円/時間を加算 集団指導室 1,000円 冷暖房1,000円/時間を加算	該当なし	庵治町の保健福祉センターの健康増進器具使用料については、現行のとおりとし、調理実習室及び集団指導室の使用料については、合併時に廃止する。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		
36	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	ぼっとびあん(庵治町公衆浴場施設) 入浴料(ぼっとびあん、1回につき) 65歳以上 町内在住者 300円 町外在住者 500円 町内回数券 14枚つづり 4,000円 中学生以上 町内在住者 400円 町外在住者 500円 町内回数券 11枚つづり 4,000円 小学生 町内在住者 150円 町外在住者 250円 幼児 町内在住者 50円 町外在住者 100円 娯楽室(カラオケ)使用料 1時間につき 火～土曜日(祝日除く) 2,000円 日曜日及び祝日 午後1時～5時 1,500円 午後5時～10時まで 2,000円	該当なし	庵治町のぼっとびあんの入浴料については、合併年度は、現行の町内在住者の使用料に統一し、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取扱いとする。 ふれあい福祉センター勝賀の入浴料等 市内高齢者(60歳以上):香川県知事が定める公衆浴場入浴料金の額(現行300円) 大人(12歳以上):香川県知事が定める公衆浴場入浴料金の額の1.3倍の額(現行390円) 小人(6歳以上12歳未満):大人の入浴料金の2分の1の額(現行200円) 6歳未満:無料 回数券は、合併時に廃止する。 娯楽室使用料は、現行のとおりとする。
37	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	久通集会場 昼間3,000円 夜間4,000円 昼夜7,000円	牟礼町の使用料等については、合併時に廃止する。
38	該当なし	浅野地区集落研修センター 集会室(2室):基本使用料金 昼間 2,620円 夜間 3,150円 昼夜 5,770円 冷房料金:基本料金の40%加算	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	香川町の使用料等については、次のとおりとする。 昼間 2,400円 夜間 2,900円 昼夜 5,300円 冷房料金:基本料金の50%加算
39	該当なし	丸山地区構造改善センター 研修室(1室):基本使用料金 昼間 2,620円 夜間 3,150円 昼夜 5,770円 冷房料金:基本料金の40%加算	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	香川町の使用料等については、次のとおりとする。 昼間 2,400円 夜間 2,900円 昼夜 5,300円 冷房料金:基本料金の50%加算
40	該当なし	香川町高齢者活動促進センター 会議室、研修室、健康相談室: 基本使用料金 昼間 2,620円 夜間 3,150円 昼夜 5,770円 冷暖房料金:基本料金の40%加算	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	香川町の使用料等については、次のとおりとする。 昼間 2,600円 夜間 2,900円 昼夜 5,500円 冷暖房料金:基本料金の50%加算
41	該当なし	香川町安原地区多目的研修集会施設 大集会室:軽スポ - ツ260円/1時間 目的外の会議等2,100円/1時間 研修室:目的外の会議等 420円/1時間	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	香川町の使用料等については、次のとおりとする。 大集会室:目的内使用250円/1時間 目的外使用2,000円/1時間 研修室:目的外使用 400円/1時間 冷暖房料金:基本料金の50%加算

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
42	該当なし	農村環境改善センター 大ホール:目的内使用 260円/1時間 目的外使用3,150円/1時間 第1集会室、第2集会室 目的外使用1,050円/1時間 第1農事研修室、第2農事研修室 目的外使用1,570円/1時間 調理実習室 目的外使用 520円/1時間	該当なし	農村環境改善センター (2カ所) 多目的ホール:700円/時間~1,000円/時間 研修室:700円/時間~800円/時間 和室会議室:500円/時間 冷暖房使用料:150円/時間~700円/時間 町内団体・公益使用は減免、物品販売・入場料徴収の場合50%割増	該当なし	該当なし	香川町の使用料等については、次のとおりとする。 大ホール 目的内使用250円/1時間 目的外使用2,900円/1時間 第1集会室、第2集会室 目的外使用1,000円/1時間 第1農事研修室、第2農事研修室 目的外使用1,500円/1時間 調理実習室 目的外使用 500円/1時間 冷暖房料金:基本料金の50%加算 香南町の使用料等については、現行のとおりとし、冷暖房料金は、基本料金の50%加算とする。
43	該当なし	該当なし	観光使用料 地域振興イベント使用料(盆栽まつり) 即売1区画 10,000円 冬のまつりイベント使用料 1店舗 3,000円	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、合併時に廃止する。
44	該当なし	該当なし	該当なし	町営集会所 (5カ所) 一般集会の場合:200円/時間 興業による使用:3,000円(AM8時~PM5時)、5,000円(PM6時~PM11時) 和室会議室:500円/時間 各種団体・公益使用は減免	該当なし	該当なし	香南町の使用料等については、現行のとおりとし、冷暖房料金は、基本料金の50%加算とし、営利目的の使用、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の加算とする。
45	該当なし	該当なし	該当なし	香南アグリームふれあい農園 1区画:50㎡ 10,000円(1年間) 計40区画	該当なし	該当なし	香南町の使用料等については、現行のとおりとし、事業は(有)農業振興公社が実施する。
46	該当なし	該当なし	該当なし	複合経営促進施設 鉄骨ハウス 計6カ棟 鉄骨ハウス(2,754㎡):700,000円(1年間) 鉄骨ハウス(810㎡):415,000円(1年間) 利用料減免規定有	該当なし	該当なし	香南町の使用料等については、現行のとおりとする。
47	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	太鼓の鼻オートキャンプ場 入場料金:大人300円 小人200円 施設利用料金: オートキャンプサイト1泊2日 1台3,000円 2台4,000円 デイキャンプ1台2,000円 2台3,000円 バンガロ - 1泊2日 1棟6,000円 デイ使用1棟4,000円 設備利用料金: AC電源1日(泊)1,000円 温水シャワ -:1回100円 駐車場利用料金(一般駐車場) 1台1回(日)500円 用具貸出料: テント1張1日(泊)2,000円 シュラフ1個1日(泊) 500円 テ - プル1個1日(泊) 300円 椅子 1脚1日(泊) 100円 タ - プ 1張1日(泊) 200円	該当なし	庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等						調整結果
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町	牟礼町	
48	該当なし	香川町営バス 普通運賃 大人(中学生以上) 200円 普通運賃 子供(小学生以下5歳まで) 100円 (大人が同伴する4歳以下の小児については、大人1人につき1人を無賃とする。) 定期乗車券 1ヶ月定期(通勤) 8,400円(通学) 3,300円 定期乗車券 3ヶ月定期(通勤) 23,900円(通学) 9,400円 回数乗車券 200円券11枚綴り 2,000円 100円券11枚綴り 1,000円 身体障害者手帳の交付を受けている方等は運賃の5割を割引する。	国分寺町営循環バス 普通運賃 大人(中学生以上) 100円/回 (但し、満75歳以上の者で町の発行するカードを提示した場合半額) 子供(小学生以下) 50円/回 (大人が同伴する小学生未満の小児については、大人1人につき1人を無賃とする) 循環バス運行事業に関する条例施行規則第9条第3項及び第4項についても運賃の5割を割引する。	該当なし	該当なし	該当なし	香川町及び国分寺町の使用料等については、現行のとおりとする。
49	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	御山公園プレイセンター・野外炊飯施設 【第1・2会議室】 600円～2,400円 【和室(8畳)】 450円～1,850円 【和室(6畳)】 300円～1,300円 【野外炊飯施設】 1人 100円 冷暖房使用の場合:1時間200円(町民以外の使用料は倍額)	牟礼町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。ただし、牟礼町の野外炊飯施設の使用料については、合併時に廃止する。
50	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	御山公園テニスコート 1時間:1面500円 照明施設(1時間) 500円 町民以外の団体の使用料は倍額	牟礼町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。
51	該当なし	該当なし	国分寺町やすらぎの里憩いの施設 大人400円(ただし町内に在住する70歳以上 200円) 小人200円(中学生以下、ただし3歳未満無料)	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行のとおりとする。
52	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	ゲートボール場 無料 夜間照明使用料 200円/1回	該当なし	庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。
53	該当なし	該当なし	レクリエーション農園 1区画:年間4,000円	該当なし	レクリエーション農園 1区画:年間3,000円	該当なし	国分寺町及び庵治町の使用料等については、現行のとおりとする。
54	該当なし	該当なし	如意輪寺公園 多目的広場 町内在住者 1,000円 町外在住者 2,000円 記念植樹広場 1本当たり 30,000円	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の多目的広場の使用料等については、合併時に廃止する。また、記念植樹広場については、現行のとおりとする。
55	該当なし	該当なし	端岡駅自転車駐車場・国分駅自転車駐車場 定期利用(1ヵ月) 自転車 1,000円、 原動機付自転車 2,000円 一時利用(1日) 自転車 100円、 原動機付自転車 200円	該当なし	該当なし	該当なし	端岡駅自転車駐車場使用料については、合併年度及び合併年度の翌年度は現行のとおりとし、合併年度の翌々年度から自転車一時駐車1回100円、自転車定期駐車1ヵ月1,500円、原動機付自転車一時駐車1回200円、原動機付自転車定期駐車1ヵ月3,000円とする。国分駅自転車駐車場使用料については、合併時に廃止する。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
56	該当なし	該当なし	該当なし	吉光集会所 目的内使用:無料(免除) 目的外使用: 一般集会200円/時間 営業:午前8時~午後5時 3,000円 午後6時~午後11時 5,000円	該当なし	該当なし	香南町の目的外使用料については、合併時に廃止する。
57	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	テレビ共同受信アンテナ 2,400円/年 町民会館等建設による障害区域 3,600円/年 協定書第2条の区域等	該当なし	庵治町の使用料等については、現行のとおりとす。
58	該当なし	町民体育館 260円/時間 減免措置あり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	香川町の使用料等については、現行のとおりとす。 なお、使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとす。
59	該当なし	該当なし	勤労青少年ホーム 料理実習室 500円~1,700円 体育室 1,000円~3,500円 音楽室 300円~1,100円 和室 500円~1,700円 集会室 300円~1,100円 減免措置あり	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行のとおりとす。 なお、使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとす。
60	該当なし	該当なし	町民武道館 町内在住者・町内団体 無料(時間帯 制限有) 町外在住者・町外団体 1人1回 50円 1人1月 500円(時間帯制限有) 中学校 無料 目的外 PM5時まで 500円/時間 PM5時以降 700円/時間	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料については、現行の町内在住者の使用料等に統一する。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等					調整結果	
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町		牟礼町
61	該当なし	該当なし	勤労者野外活動施設 テニスコート 平日 土日休 町内 300円/時 500円/時 町外 500円/時 1,000円/時 夜間照明 1時間 1,000円 2時間 1,500円 3時間 1,800円 ラケット 200円/回 ボール 100円/2個 バッテリーカー 100円/回 多目的広場 町内 1,000円 町外 2,000円 キャンプ場 町内 1人1日 100円 町外 1人1日 200円 多目的ホール 9時～12時、 12時～17時、 17時～21時 2,000円 研修室1 9時～12時 1,000円 12時～17時、 17時～21時 2,000円 研修室2 9時～12時、 12時～17時、 17時～21時 500円 冷暖房 100円/時間 すばく国分寺屋内ゲートボール場 平日 土日休 町内 300円 500円 町外 500円 1,000円 照明使用の場合5割増 減免措置あり	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 ただし、国分寺町の多目的広場及びキャンプ場の使用料については、合併時に廃止する。 なお、テニスコート、すばく国分寺屋内ゲートボール場の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
62	該当なし	該当なし	町民野球場 目的使用 町内在住者 昼間 1,000円/時間 ナイター (野球) 2,500円 (ソフト) 1,500円 町外在住者 昼間 2,000円/時間 ナイター (野球) 5,000円 (ソフト) 3,000円 目的外使用 スポーツ以外で町長が認めた者 目的使用の倍額 上記の者で営利の者 昼間 5,000円/時間 ナイター (野球) 10,000円 (ソフト) 6,000円 減免措置あり	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 なお、使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

使用料等の取扱いの調整結果

No.	施設名等						調整結果
	高松市	香川町	国分寺町	香南町	庵治町	牟礼町	
63	該当なし	該当なし	B&G海洋センター 体育館(全) 町内 町外 小・中 100～150円 200～300円 高以上 400～600円 800～1,200円 体育館(半) 町内者 町外 小・中 50～100円 100～200円 高以上 200～300円 400～600円 水泳プール 町内 町外 小・中 100円 200円 高以上 200円 400円 幼児は、保護者同伴で無料。 舟艇使用料(2時間) 町内 町外 カヌー又はOPヨット 200円 400円 セールボード等 300円 600円 ローボート 400円 800円 附属設備使用料 冷暖房料は1時間100円 ミーティングルーム・トレーニングルーム 町内 町外 小・中 50～100円 100～200円 高以上 200～300円 400～600円 コインロッカー 1個1回 50円 減免措置あり	該当なし	該当なし	該当なし	国分寺町の使用料等については、現行の町内在住者の使用料に統一する。 なお、使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
64	該当なし	ふれあい創作館 使用料金 昼間 2,500円 夜間 3,000円 昼夜 5,500円 冷房料金：基本料金の40%加算	該当なし	該当なし	該当なし	香川町の使用料等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、次のとおりとする。 1 研修室等使用料 使用時間：午前9時から1時間ごとに午後9時までの各時刻を始期とする1時間 研修室1 200円/時 研修室2、研修室3、会議室 100円/時 2 陶芸室使用料 9:00～12:00 600円 13:00～17:00 800円 18:00～22:00 800円 9:00～17:00 1,400円 13:00～22:00 1,600円 9:00～22:00 2,200円 (1、2ともに) 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。 入場料またはこれに類するものを徴収するとき、3倍の額を徴収。 冷暖房料金：使用料の50%を加算 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。 3 陶芸窯使用料 (素焼きの場合) 1,500円/台/回 (本焼きの場合) 2,200円/台/回	
65	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	学習センター学習室(恕庵文庫) 1時間：500円 冷暖房1時間につき200円	牟礼町の使用料等については、合併時に廃止する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		牟礼町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
1	町政情報の公開(任意公開)手数料	-	-	-	-	-	-	1件	300	-	-	-	-	香南町の手数料等については、合併時に廃止する。
2	納税証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
3	市民税関係証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
4	固定資産税関係証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
5	固定資産課税台帳に記載をされている事項についての証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
6	営業に関する証明手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
7	固定資産課税台帳の写しの閲覧手数料	土地 5筆ごと	350	1件	300	1回	300	1件	300	土地 家屋 償却資産 とも名寄 ごと1通	300	1件	300	高松市の手数料等に統一する。
		家屋 5筆ごと	350											
		償却資産 1通	350											
8	土地・家屋名寄帳の写しの閲覧手数料	1通	350	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
9	固定資産課税台帳に登録している土地又は家屋に係る事項の一部をその記載事項とする台帳の閲覧手数料	土地・家屋と も5筆ごと	350	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	1件	300	高松市の手数料等に統一する。
10	地籍図の閲覧手数料	1枚	350	1枚	300	1回	300	1枚	300	1枚	300	-	-	高松市の手数料等に統一する。
11	住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300	1件	300	1件	1,300	1件	300	1件	1,300	1件	1,300	高松市の手数料等に統一する。
12	自治会法人化認可等証明手数料	1件	350	1件	300	1件	300	1件	300	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
13	墓地管理料 (墓地清掃等手数料)	-	無料	1区画4㎡ 管理料(5年 分前納)	3,000 (年額)	1区画 (5 年分前納)	川西公園墓地 (年額)1,000 新居大谷公園 墓地 (年額)1,000	-	-	-	無料	-	-	香川町及び国分寺町の手数料等については、現行のとおりとする。
14	墓園清掃手数料	1㎡	平和公園 525	-	-	1区画	六ツ目墓園 (年額)2,000	-	-	-	-	-	-	国分寺町の手数料等については、現行のとおりとする。
15	墓地使用許可証再交付手数料	1件	350	-	-	-	-	-	-	-	-	1件	100	高松市の手数料等に統一する。
16	埋蔵証明等交付手数料	1件	350	-	-	-	-	-	-	-	-	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
17	住民票に記載をした事項に関する証明手数料	1通	350	1通	300	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
18	印鑑の登録の証明手数料	1通	350	1通	300	1件	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
19	印鑑登録証交付手数料	1件	350	1件	300	1件	300	1件	300	1通	300	1件	300	高松市の手数料等に統一する。
20	身分に関する証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	1通	350	高松市の手数料等に統一する。
21	埋火葬に関する証明手数料	1通	350	1通	300	-	無料	1件	300	1通	300	1通	無料(再交付)300	高松市の手数料等に統一する。
22	外国人登録原票記載事項証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
23	その他事実に関する証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1件	300	1通	300	1通	住民票関係 戸籍関係 300 350	高松市の手数料等に統一する。
24	住民票の写しの交付手数料	1通	350	1通	300	1件	300	1通	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
25	住民票の広域交付手数料	1通	350	1通	300	1件	300	1通	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
26	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通	350	1通	300	1件	300	1通	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
27	住民基本台帳の閲覧手数料	1回 1世帯	350	1回 1人	300	1件	300	1件	300	1件	300	1回 1世帯	300	高松市の手数料等に統一する。
28	戸籍の届書等の閲覧手数料	書類1件	350	書類1件	350	書類1件	350	1件	300	書類1件	350	書類1件	350	高松市の手数料等に統一する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		牟礼町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
29	住民基本台帳カード交付(再交付)手数料	1件	500	1件(交付)	500	1件	500	1枚	500	1件(交付)	500	1件	500	高松市の手数料等に統一する。
				1件(再交付)	1,500					1件(再交付)	2,100			
30	国民健康保険料(税)証明手数料	1通	350	1通	300	1通	300	1通	300	1通	300	1通	300	高松市の手数料等に統一する。
31	普通診断書料(こくぶんじ荘)	-	-	-	-	1件	1,000	-	-	-	-	-	-	国分寺町の普通診断書料については、高松市の普通診断書料に統一する。
32	普通診断書料	1通	1,575	1部	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
33	証明書料(簡易なもの)	1通	1,050	1部	500	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
34	証明書料(複雑なもの)	1通	1,575	1部	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
35	健康診断書料	1通	1,575	1部	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
36	死亡診断書料	1通	3,150	1部	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
37	特別診断書料(簡易なもの)	1通	3,150	1部	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
38	特別診断書料(複雑なもの)	1通	4,200	1部	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
	特別診断料(特に複雑なもの)	-	-	1部	5,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
39	診察券再発行料	1件	105	1件	100	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
40	院外処方せん再発行料	1通	厚生労働大臣の定める基準により算出した額	1通	770	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
41	受託検査手数料	1件	厚生労働大臣の定める基準により算出した額の100分の80に相当する額に100分の105を乗じて得た額	1件	厚生労働大臣の定める基準により算出した額の100分の80に相当する額に100分の105を乗じて得た額	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
42	死体検案書(変死の場合)	1通	4,200	1部	10,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
	死体検案書(病死の場合)	1通	4,200	1部	5,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
43	普通健康診断料	1件	厚生労働大臣の定めを準用して市長が算出する額	1件	診療報酬に関する厚生労働省告示により算定した額の初診料に相当する額	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
44	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学生、生徒、児童又は幼児の健康診断料	1件	厚生労働大臣の定めを準用して市長が算出する額	1件	前号に定める額の100分の50に相当する額	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
45	検査、レントゲン検診を行った健康診断料	1件	厚生労働大臣の定めを準用して市長が算出する額	1件	診療報酬に関する厚生労働省告示により算定した額を1号又は2号に定める額に加算する	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手 数 料 名	高松市		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		牟礼町		調 整 結 果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
46	その他の健康診断料	1件	厚生労働大臣の定めを準用して市長が算出する額	1件	診療報酬に関する厚生労働省告示により算定した額	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
47	介護保険法によるサービス手数料	-	-	-	介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項、第46条第2項、第53条第2項及び第58条第2項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づいて町長が定める額	-	-	-	-	-	-	-	-	香川病院の手数料等については、現行のとおりとする。
48	訪問看護利用料 (指定訪問看護利用料は除く)	-	-	-	○利用料 ・訪問看護に要する費用の1割～2割(老人医療受給者証を所持する者) ・保険負担割合(老人以外の者 1割～3割) ○交通費 (香川町内の者は無料) ・1回につき片道概ね5km未満100円 ・1回につき片道概ね5km以上200円 ○その他の料金 ・時間外加算 1回850円 (午後6時～午後10時) 1回4,800円 (午後10時～午前6時) ・休日加算 1回2,500円 ・衛生材料等 実費に相当する額	-	-	-	-	-	-	-	-	香川町の利用料、衛生材料費及び時間外・休日加算の料金については、現行のとおりとし、交通費については、合併時に廃止する。
49	指定訪問看護利用料	-	-	-	○利用料 厚生労働大臣が定める基準による額。 ○交通費 ・事業の実施地域(香川町の区域)を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。 ・自動車を使用した場合の交通費(香川町内は無料) 片道5km未満100円 片道5km以上200円 ○その他の料金 ・衛生材料費 実費に相当する額	-	-	-	-	-	-	-	-	利用料及び衛生材料費については、現行のとおりとし、香川町の交通費については、合併時に廃止する。
50	指定居宅介護支援事業所利用料	-	-	-	○利用料 厚生労働大臣が定める基準による額。 ○交通費 ・事業の実施地域(香川町の区域)を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。 ・自動車を使用した場合の交通費(香川町内は無料) 片道5km未満100円 片道5km以上200円	-	-	-	-	-	-	-	-	香川町の手数料等については、合併時に廃止する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		牟礼町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
51	一般廃棄物収集運搬業(し尿)許可手数料	1件	10,000	1件	5,000	1件	4,000	1件	5,000	1件	10,000	1件	10,000	高松市の手数料等に統一する。
52	浄化槽清掃業許可手数料	1件	10,000	1件	7,000	1件	10,000	1件	7,000	1件	10,000	1件	10,000	高松市の手数料等に統一する。
53	一般廃棄物処理手数料(自己搬入)	持込場所:南部広域クリーンセンター、西部広域クリーンセンター (1)100kgまで1,350円 (2)100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額 ただし、南部広域クリーンセンターに搬入されるごみのうち、缶ビン・ペットボトルについては、「1,350円」を「1,150円」に、「270円」を「230円」とする。		持込場所:環境センター ・家庭系 可燃ごみ、不燃ごみ 10kgごとに20円 粗大ごみ 10kgごとに100円 ・事業系 可燃ごみ 10kgごとに170円 不燃ごみ 10kgごとに300円 粗大ごみ 10kgごとに500円 ただし、手数料は手数料の額に5%を加算した額(10円未満切捨て)		持込場所:西部広域クリーンセンター(可燃ごみのみ) 高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 持込場所:南部広域クリーンセンター (1)100kgまで1,350円 (2)100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額		香南町の条例には規定がなく、高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 持込場所:南部広域クリーンセンター (1)100kgまで1,350円 (2)100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額 ただし、南部広域クリーンセンターに搬入されるごみのうち、缶ビン・ペットボトルについては、「1,350円」を「1,150円」に、「270円」を「230円」とする。		持込場所:清掃工場 燃えるごみ(家庭系) 指定収集袋 (20ℓ)1袋につき15円 (30ℓ)1袋につき20円 (45ℓ)1袋につき30円 埋立ごみ(家庭系) 指定収集袋 (45ℓ)1袋につき30円 大型ごみ(家庭系) 10kgにつき200円 資源ごみ(事業系) 10kgにつき100円		持込場所:環境美化センター ・家庭系 (1)可燃ごみ及びプラスチック系ごみ 指定収集袋での持込 無料 指定収集袋以外での持込 10kgごとに 50円 (2)不燃ごみ 50kg未満 無料 50kg以上 10kgごとに50円 ・事業系 (1)指定収集袋での持込 10kgごとに 100円 (2)指定収集袋以外での持込 10kgごとに 110円		高松市の手数料等に統一する。 ただし、香川町、庵治町及び牟礼町の手数料等については、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。(持込場所については、香川町地区については環境センターへ、庵治町地区については清掃工場へ、牟礼町地区については環境美化センターへの持込とする。)牟礼町地区の環境美化センターへ持込する場合の家庭系の不燃ごみのうち50kg未満については、50円(指定ごみ袋による場合は無料)とする。 なお、20年度以降の対応については、全市的な観点から見直しを行う。
54	臨時に収集・運搬・処分する家庭系一般廃棄物処理手数料	1品目	500 ~2,000	1車	戸別収集 粗大ごみ 軽四 3,670 2トン車11,550	1車	軽四トラック 5,000	搬入車輛 1車当たり	500~4,000	-	-	1品目 1台	(定期収集) 300 ~1,000 (戸別収集) 2t車1台につき 10,000 軽自動車1台につき 5,000	高松市の手数料等に統一する。 香川町、国分寺町、香南町及び牟礼町の手数料等については、各町区域の収集に限り、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとし、庵治町地域の収集は、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。 牟礼町のポット、トースター及びこれらに類するものについては、破砕ごみとして取扱いし、冷蔵庫、洗濯機、テレビの特定家庭用機器廃棄物については、取扱いしない。 なお、20年度以降の対応については、全市的な観点から見直しを行う。
55	臨時に収集・運搬する特定家庭用機器廃棄物処理手数料	1台	2,000	-	-	1台	2,000	1台	2,000	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。 ただし、庵治町及び牟礼町地域の収集は、合併年度及びこれに続く2年度については現行のとおりとする。
56	犬、猫等の死体の収集・運搬・処分に係る処理手数料	1体	1,480	1体	1,000	-	-	1体	1,000	-	-	1体	1,000	高松市の手数料等に統一する。 ただし、香川町、香南町及び牟礼町の手数料等については、各町地区の収集に限り、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとし、国分寺町及び庵治町地域の収集は、合併年度及びこれに続く2年度については現行のとおりとする。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		牟礼町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
	犬、猫等の死体の処分に係る処理手数料	1体	590	-	-	国分寺町の条例には規定がなく、高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 1体:590円		香南町の条例には規定がなく、高松地区広域市町村圏振興事務組合ごみ処理手数料条例の規定を適用している。 1体:590円		-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
57	犬、猫等の死体の処分に係る処理手数料(その他)	-	-	1体	500	-	-	1体	500	1体	500	1体	500	香川町、香南町、庵治町及び牟礼町の手数料等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。(持込は各地区の住民に限ることとし、持込場所については、香川町地区は環境センター、香南町地区は市長が指定する施設、庵治町地区は清掃工場、牟礼町地区は環境美化センターとする。)
58	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)許可手数料	1件	10,000	1件	5,000	1件	4,000	1件	5,000	1件	10,000	1件	10,000	高松市の手数料等に統一する。
59	定期収集家庭系一般廃棄物(燃やせるごみ及び破碎ごみに限る。)の処理手数料	1枚	可燃ごみ、破碎ごみ 指定収集袋 (大)40円 (中)30円 (小)20円 (特小)10円	10枚(1袋)	可燃 (大)420円 (中)315円 (小)210円 不燃 (大)420円 (中)315円 資源カン210円 資源ビン210円	1枚	指定収集袋 燃やせるごみ 30円 破碎ごみ 20円 粗大ごみ処理券 粗大ごみ 20円	1枚	可燃ごみ (大)50円 (中)30円 (小)20円 破碎ごみ (中)30円 資源ごみ (大)20円	1枚	燃えるごみ (家庭系) 指定収集袋 (20リットル)15円 (30リットル)20円 (45リットル)30円 埋立ごみ (家庭系) 指定収集袋 (45リットル)30円	1枚	可燃ごみ(家庭系) (30リットル)20円 (45リットル)30円 可燃ごみ(事業系) (45リットル)10円 プラスチック系ごみ 30円	高松市の手数料等に統一する。ただし、現在、各町で使用している指定袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。また、香川町及び香南町の資源ごみ指定袋及び牟礼町のプラスチック系ごみの指定ごみ袋は、可燃ごみ、破碎ごみ用の指定袋として、牟礼町の可燃ごみ(事業系)の指定ごみ袋は環境美化センターへの自己搬入時に、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとし、国分寺町の粗大ごみ処理券は、合併年度及びこれに続く2年度に限り、国分寺町地域に限って、使用できるものとする。
60	し尿処理手数料(投入手数料)	-	-	18リットル	20	-	-	18リットル	20	-	-	-	-	香川町及び香南町の手数料等については、合併時に廃止する。
				1人1か月につき	40			1人1か月につき	40					
61	し尿処理手数料(収集手数料)	18リットル	(210)	18リットル	(230)	36リットル	310	18リットル	(210)	18リットル	(210)	18リットル	(210)	高松市の制度(許可制)に統一する。ただし、国分寺町の手数料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ()内は、許可業者の収集料金
		1人1か月1回につき	(330) (340)	1人1か月1回につき	(370)	1人1か月及び便槽1回につき	310	1人1か月1回につき	(330) (340)	1人1か月1回につき	(330) (340)	1人1か月1回につき	(330) (340)	
		追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	追加汲み取りホース1本(20m)につき	310	追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	追加汲み取りホース1本(20m)につき	(280)	
62	枝葉処理手数料	-	-	-	-	1台	軽トラック1,000 1t車 2,000 2t車 3,500	-	-	-	-	-	-	国分寺町の手数料等については、現行のとおりとする。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		牟礼町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
63	循環バス運賃払戻手数料	-	-	1件	旅客の都合による運賃の払い戻し 300	1件	旅客の都合による運賃の払い戻し 200	-	-	-	-	-	-	香川町及び国分寺町の手数料等については、合併時に廃止する。
64	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000～870,000	1件	86,000～870,000	1件	86,000(1000㎡以下)	1件	84,000	1件	94,000～950,000	1件	94,000～950,000	高松市の手数料等に統一する。
65	優良住宅新築認定申請手数料	1件	6,200～58,000	1件	6,200～58,000	1件	6,200～43,000	1件	6,200～43,000	1件	6,200～43,000	1件	6,200～43,000	高松市の手数料等に統一する。
66	開発行為許可申請手数料	1件	22,000～870,000	1件	8,600～510,000	1件	23,000～550,000	-	-	-	-	1件	14,000～550,000	高松市の手数料等に統一する。
67	開発行為変更許可申請手数料	単位:1件 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて1の項に規定する額は、1万円		単位:1件 単価(円) 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が51万円を超えるときは、その手数料の額は51万円とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額は、1万円		単位:1件 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が55万円を超えるときは、その手数料の額は55万円とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額は、1万円		-	-	-	-	単位:1件 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が55万円を超えるときは、その手数料の額は55万円とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて開発行為許可申請手数料の項に規定する額は、1万円		高松市の手数料等に統一する。
68	建築物の特例許可申請手数料	1件	46,000	1件	46,000	1件	50,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
69	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件	26,000	1件	26,000	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
70	特定用途制限地域内における建築物等の用途制限の例外許可の許可申請手数料	1件	180,000	-	-	-	-	-	-	-	-	1件	130,000	高松市の手数料等に統一する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手数料名	高松市		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		牟礼町		調整結果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
71	地位承継承認申請手数料	単位:1件 単価(円) (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものまたは主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 17,000円	単位:1件 単価(円) (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの 17,000円	単位:1件 単価(円) (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,900円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 2,900円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの 19,000円	-	-	-	-	単位:1件 単価(円) (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1,900円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 2,900円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの 19,000円	高松市の手数料等に統一する。				
72	開発登録簿の写しの交付手数料	1件	470	1件	470	1枚	500	-	-	-	-	1件	500	高松市の手数料等に統一する。
73	用途地域証明手数料	1件	350	1件	300	1件	300	-	-	-	-	1件	300	高松市の手数料等に統一する。
74	予定建築物等以外の建築許可申請手数料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1件	28,000	牟礼町の手数料等については、合併時に廃止する。
75	建築物の特例許可申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1件	50,000	牟礼町の手数料等については、合併時に廃止する。
76	道路認定路線証明手数料	1通	350	1件	300	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
77	道路認定路線幅員証明手数料	1通	350	1件	300	1通	300	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
78	道路台帳コピー代	1枚	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
79	放置自転車等移送費	1台	自転車1,500 原付2,500	-	-	1台	自転車500 原付1,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
80	放置自転車等保管費	-	-	-	-	1台	移送の日から 14日以内 1,500 14日を超える 日以後 2,000	-	-	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
81	公共下水道受益者負担金督促手数料	1通	100	1通	100	1通	100	1通	100	-	-	-	-	高松市の手数料等に統一する。
82	指定工事店の登録手数料	-	無料	1件	10,000	1件	3,000	1件	10,000	1件	10,000	1件	3,000	各町の手数料等については、合併時に廃止する。
83	指定工事店の更新手数料	-	無料	1件	3,000	1件	3,000	1件	3,000	1件	3,000	1件	3,000	各町の手数料等については、合併時に廃止する。
84	責任技術者の登録手数料	-	無料	1件	5,000	1件	1,000	1件	5,000	1件	5,000	1件	1,000	各町の手数料等については、合併時に廃止する。

○手数料等の取扱いの調整結果

No.	手 数 料 名	高松市		香川町		国分寺町		香南町		庵治町		牟礼町		調 整 結 果
		単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	単位	単価(円)	
85	責任技術者の更新手数料	-	無料	1件	3,000	1件	1,000	1件	3,000	1件	3,000	1件	1,000	各町の手数料等については、合併時に廃止する。
86	給水装置設計審査手数料 (新設工事)	1件	3,000	50mm未満		1件	8000～ 30,000	1件	500	1件	200	-	-	高松市の手数料等に統一する。
				水栓1栓まで	300									
				1栓増す毎に	50									
				50mm以上										
				水栓1栓まで	500									
1栓増す毎に	50													
87	給水装置設計審査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	1件	2,000	50mm未満		1件	4,000～ 15,000	1件	200	1件	200	-	-	高松市の手数料等に統一する。
				水栓1栓まで	100									
				1栓増す毎に	50									
				50mm以上										
				水栓1栓まで	150									
1栓増す毎に	50													
88	給水装置しゅん功検査手数料 (新設工事)	1件	3,000	水栓1栓まで	500	1件	設計審査手数料 に含む	1件	500	1件	500(25mm未満) 1,000(25mm以 上)	-	-	高松市の手数料等に統一する。
				1栓増す毎に	50									
89	給水装置しゅん功検査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	1件	2,000	50mm未満		1件	設計審査手数料 に含む	1件	200	1件	250(25mm未満) 500(25mm以上)	-	-	高松市の手数料等に統一する。
				水栓1栓まで	100									
				1栓増す毎に	50									
				50mm以上										
				水栓1栓まで	150									
1栓増す毎に	50													
90	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	17,000	-	無料	1件	10,000	-	無料	-	無料	-	-	高松市の手数料等に統一する。
91	給水装置中止・復旧手数料	-	無料	-	無料	1件	2,000	-	無料	-	無料	1件 (復旧)	500	国分寺町及び牟礼町の手数料等については、合併時に廃止する。
92	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 手数料	1件	3,400	1件	3,400	1通	1,100	1件	3,400	1通	3,400	1通	3,400	高松市の手数料等に統一する。